

経営に負担をかけない

安心の掛金

中小企業のための共済だから、こんなに安心！

◎たとえば、A型に加入し、

使用者賠償責任スーパーA型をオプション契約していれば…

最高 1億 2,000万円 補償！

死亡補償共済金

使用者賠償責任

(最高補償限度額)

3,000万円 + 9,000万円 = 1億 2,000万円

従業員が安心して働ける

手厚い補償

こんなとき、共済金をお支払いします。



死亡・後遺障害補償

業務上災害および通勤災害で、死亡または後遺障害を負われた場合にお支払いします。



災害付帯費用補償

業務上災害および通勤災害が発生し、政府労災保険の認定がされた場合に、企業が負担する費用を一定の範囲内で企業にお支払いします。



使用者賠償責任(オプション)

労働基準法に基づく責任(政府労災保険)のほかに、民法上の被用者(従業員)への責任を企業が負った場合にお支払いします。



休業補償(オプション)

業務上災害および通勤災害で休業し、賃金を受けない日の4日目以降の期間に対し、1日につき定額方式または定率方式で、1,092日分を限度にお支払いします。



政府労災認定を待たずにお支払い

入通院共済金(オプション)

就業中および通勤途上の事故によるけがが原因で、入院もしくは通院した場合に、事故当日からその日を含めて入院120日・通院60日を限度にお支払いします。



政府労災認定を待たずにお支払い

死亡共済金(オプション)

就業中および通勤途上の事故によるけがが原因で、事故当日からその日を含めて180日以内に死亡された場合にお支払いします。

仕事の受注にもつながる

経営事項審査

ご加入には、こんな利点もあります。

経営事項審査に有利

公共工事入札の格付けに使われる経営事項審査において、加点審査されます。

掛金は全額経費

労働災害補償共済の掛金は、全額経費として損金処理できます。

企業へ直接支払

共済金は企業へ支払われますので、企業からの補償金として従業員に渡せます。

ご加入は無記名方式

対象となる従業員の人数をお知らせいただくだけなので、手続きが簡単です。